

# 高隈小学校 いじめ防止基本方針（R5）

「いじめ」の定義  
 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校教育目標  
**確かな学力を身につけさせ、豊かな心を育み、心身共にくましい高隈っ子を育成する。**

いじめ問題に対して  
 いじめは決して許されないことであるとともに、「どの児童にも、どの学級でも起こりうるものである」ことを十分認識して、未然防止と解消に当たる。

**いじめ防止対策委員会（心の教育推進委員会）毎月実施**  
**【目的】** いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために本組織を設置する。  
**【内容】** 毎月1回、職員会議の後に実施する。（全職員）いじめの相談、情報収集と共通理解・共通指導等について話し合う。  
**【その他】** 緊急を要する場合は、「臨時いじめ防止対策委員会」を開催し、危機管理マニュアルに従って行動する。

PTAとの連携  
 ・ 学級PTA、PTA総会の活用  
 ・ 家庭教育学級による保護者への理解と啓発

学校の取組  
 ○ 未然防止  
 ・ 道徳教育の充実  
 ・ 児童会によるいじめ防止活動  
 ・ 体験活動を活用した人間関係づくり  
 ・ 「いじめ問題を考える週間」や「人権週間」での取組  
 ・ 情報モラル教育の充実  
 ○ 早期発見  
 ・ 「学校たのしーと」の活用  
 ・ 無記名アンケートの実施  
 ・ 教育相談（家庭訪問）等の実施  
 ・ 職員研修の充実  
 ○ 対応  
 ・ チームによる組織的対応  
 毎週木曜日は職朝後に児童理解の時間  
 ・ 被害者、加害者への適切なケア及び指導  
 ・ スクールカウンセラー等の活用

県教委・市教委との連携  
 ・ 指導主事の派遣及び助言  
 ・ いじめ問題対応チームの派遣及び助言  
 ・ 研修等への講師派遣

関係機関との連携  
 ・ 警察  
 ・ 児童相談所  
 ・ 市福祉部局  
 ・ 民生委員  
 ・ 学校運営協議会委員  
 ・ 校区コミュニティ協議会長

**【年間計画】**

月	生徒指導	保護者・関係機関連携	その他
4月	「いじめ問題を考える週間」	※家庭訪問 ※学級PTA	※学級づくり 集合写真パネル
5月	※学校楽しいーと		
6月		※SCとの連携	
7月	※インターネット調査	※教育相談（全保護者対象）	学校の取組の総括
8月		※小中連携研修会	
9月	「いじめ問題を考える週間」	※校内研修	
10月	※学校楽しいーと	※SCとの連携	
11月	※心の教育の日	※人権について校内研修	
12月	※人権週間 標語作成	※学級PTA	学校の取組の総括
1月	「いじめ問題を考える週間」	※SCとの連携	
2月	※学校楽しいーと	※中学校・保育園との連携	
3月			次年度に向けての共通理解